

2025年4月1日より 入院時の食事負担額が変わります。

食材費が高騰していること等を踏まえ、厚生労働省の規定に基づき、2025年4月1日より、入院時の食事療養の標準負担額(患者負担分)が下記のとおり変更になります。

入院時の食事療養の標準負担額(患者負担分) (1食あたり)

		3月31日まで	4月1日より	
70歳未満の方	区分ア～エ	490円	510円	
	住民税非課税区分オ	過去12カ月の入院日数が90日までの入院	230円	
		過去12カ月の入院日数が90日を超える入院	180円	190円
70歳以上の方	現役並み所得者・一般(1割・2割)		490円	510円
	住民税非課税世帯区分Ⅱ	過去12カ月の入院日数が90日までの入院	230円	240円
		過去12カ月の入院日数が90日を超える入院	180円	190円
	住民税非課税世帯区分Ⅰ		110円	110円

何かご不明な点がございましたら、1階総合受付(医事課)までお問い合わせください。